

平成20年度版

すぎなみの介護保険

(平成19年度実績)



はじめに

急速な高齢化の進行とともに、寝たきりや認知症などにより介護を必要とする高齢者が急速に増えていくと見込まれています。そうした状況に対し、介護の長期化、介護者の高年齢化、核家族化の進展などによって、家族による十分な介護が困難になってきています。そこで、要介護者を社会全体で支え合う制度として、平成12年4月に介護保険制度が創設されました。

この保険は、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた身近な地域で、安心して自立した生活が送れるよう、保健医療サービス及び福祉サービスを総合的・効率的に提供することを目的としています。

杉並区におきましては、区民の皆様のご理解、また、主治医、ケアマネジャー、サービス事業者等、多くの関係者のご努力により、介護保険制度は着実に定着するとともに、おおむね順調に推移してきました。一方、要介護認定者の増加に伴う給付費の伸びや要支援・要介護の状態にならないよう介護予防事業の一層の推進など課題も生じています。

介護保険制度が定着してきた状況のもと、平成18年4月に制度全般の見直しが行われ、介護予防重視への転換、地域密着型サービスや地域包括支援センターの創設などが行われました。杉並区といたしましても、この制度の見直しの趣旨を踏まえ、平成18～20年度を計画期間とする「第3期杉並区介護保険事業計画」を平成18年3月に策定し、安定した事業運営に努めてきました。今後も、「高齢者の自立支援」の理念のもとに、杉並らしさを生かした介護保険事業を目指し、区民に信頼され、将来にわたり持続可能な制度としていくことが重要と考え、平成21年度からスタートする「第4期杉並区介護保険事業計画」の検討を行っています。

さて、このたび、介護保険事業をご理解いただくための一助として、「平成20年度版すぎなみの介護保険(平成19年度実績)」を発行いたしました。身近に置いて、ご利用いただければ幸いです。

今後とも、分かりやすく、利用しやすい制度運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成20年9月

杉並区保健福祉部介護保険課

目次

1	被保険者の推移	1
2	要介護認定	3
	(1) 要介護(要支援)認定の申請	3
	(2) 認定調査	4
	(3) 要介護認定調査従事者研修	4
	(4) 認定	5
3	介護保険のサービス利用	7
	(1) 保険給付費の推移	7
	(2) 居宅サービスの利用	8
	(3) 施設サービスの利用	8
	(4) 福祉用具購入費の支給	9
	(5) 住宅改修費の支給	9
	(6) 高額介護サービス費	10
	(7) 利用者負担額の減免	10
	(8) 食費の自己負担額(標準負担額)の減額	11
	(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額の減額	11
	(10) 特定入所者介護サービス費	12
	(11) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額の減額	12
	(12) 平成19年度サービス別保険給付費の状況	13
4	介護保険関連給付	14
	(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業	14
	(2) 訪問介護利用者負担額助成事業	14
	(3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)	15
	(4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成	15
	(5) 家族介護慰労金事業	16
	(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業	16
	(7) 給付の適正化	16
5	介護保険料	17
	(1) 第1号被保険者	17
	(2) 第2号被保険者	18
6	保険財政	19
7	介護保険運営協議会	21
8	介護保険相談	22
9	事業者への支援	23
	(1) 事業者連絡会	23
	(2) 介護従事者研修	23
	(3) ケアマネジャー支援事業	23
	(4) 地域密着型サービスの指定及び指導	24
	(5) その他事業所の指導	24
10	広報普及活動	25
11	介護保険のあゆみ	26

1 被保険者の推移

介護保険の被保険者は次のように区分されます。また、杉並区から区外の住所地特例対象施設*に住民票を移した方も、引き続き杉並区の被保険者になります。

(1) 第1号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている65歳以上の方

(2) 第2号被保険者

杉並区内に住民登録・外国人登録をしている40歳以上65歳未満の医療保険加入者

* 住所地特例対象施設

住所地特例とは、たとえば被保険者が本来の住所地である杉並区から、別の区市町村にある介護保険施設に入所した際、元の住所地である杉並区が引き続き保険者となる特例制度です。

下記の施設が対象となります。

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・養護老人ホーム
- ・有料老人ホーム
- ・軽費老人ホーム
- ・適合高齢者専用賃貸住宅

なお、地域密着型サービスの施設(定員29人以下)は、住所地特例の対象外となります。

【杉並区の人口】

	人口	40～65歳未満	65歳以上	65歳以上の人口比
合計	525,583	167,662	99,768	19.0%
男	253,753	83,780	40,319	15.9%
女	271,830	83,882	59,449	21.9%

平成20年4月1日現在

【平成19年度末第1号被保険者数】

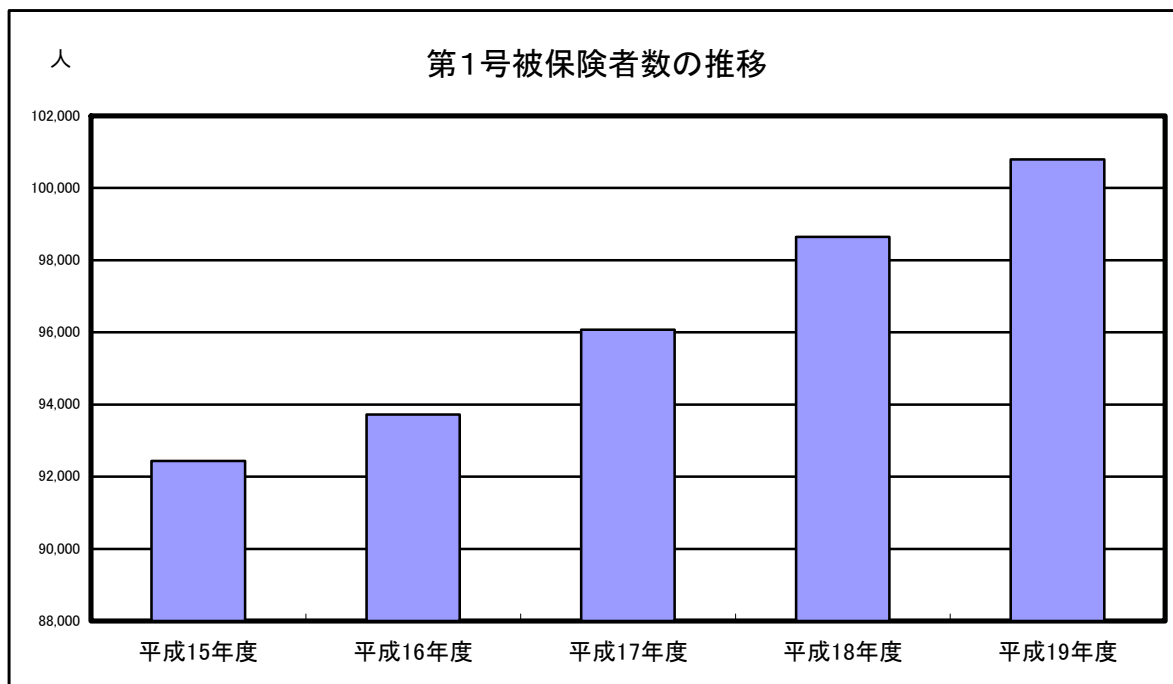
男	女	計	住所地特例被保険者(再掲)	外国人(再掲)
40,615	60,175	100,790	825	486

平成20年3月31日現在

【第1号被保険者数の推移】

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
92,439	93,721	96,075	98,648	100,790

各年度3月31日現在



2 要介護認定

(1) 要介護(要支援)認定の申請

区役所・福祉事務所・地域包括支援センター(ケア24)で申請を受け付けます。
 なお、平成19年度から、福祉事務所では申請を受け付けていません。

【認定申請・認定審査状況】

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
認定申請件数	21,992	22,911	18,661	21,737	20,578
内 区分変更申請件数	1,555	1,679	1,875	1,946	1,478
審査会開催回数	582	610	530	585	574

各年度3月31日現在

【平成19年度月別申請件数の状況】

区分	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
4月	442	21	974	119	4	1,560
5月	535	23	989	112	2	1,661
6月	478	15	1,235	121	4	1,853
7月	432	19	1,259	107	4	1,821
8月	478	22	1,098	126	4	1,728
9月	462	18	1,055	118	4	1,657
10月	469	10	1,123	136	2	1,740
11月	458	24	1,134	127	4	1,747
12月	443	10	1,028	121	1	1,603
1月	505	16	1,165	123	0	1,809
2月	529	19	1,016	135	1	1,700
3月	502	17	1,047	131	2	1,699
合計	5,733	214	13,123	1,476	32	20,578

【認定申請件数の状況】

区分	新規	転入	更新	区分変更	認定取消	合計
15年度	5,513	242	14,682	1,555	0	21,992
16年度	5,125	235	15,872	1,679	0	22,911
17年度	5,349	282	11,155	1,875	0	18,661
18年度	5,395	269	14,108	1,946	19	21,737
19年度	5,733	214	13,123	1,476	32	20,578

平成18年度の認定取消は地域支援事業利用への移行のためです。

(2) 認定調査

区の職員又は区が委託した事業所の調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などを調査します。

【事業所別調査件数の状況】

区分	区役所	福祉事務所	地域包括支援センター	社会福祉協議会	その他	合計
15年度	8	5,001	11,662	489	4,682	21,842
16年度	4,574	0	12,120	236	5,683	22,613
17年度	3,916	0	9,525	334	4,909	18,684
18年度	1,831	0	7,489	3,141	7,014	19,475
19年度	1,267	0	5,993	6,324	8,015	21,599

社会福祉協議会は、平成15年度からさんあい公社の事業を引き継ぎました。

福祉事務所で行われていた認定調査は、原則として平成16年度から区役所で行うことになりました。

【判定結果内訳(人数)】

区分	非該当	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
15	居宅	354	3,687			5,570	2,134	1,417	1,055	823	15,040
	施設	16	196			722	716	1,057	1,512	1,844	6,063
	合計	370	3,883			6,292	2,850	2,474	2,567	2,667	21,103
16	居宅	387	3,933			6,208	2,283	1,423	1,088	859	16,181
	施設	13	168			746	759	1,167	1,565	1,957	6,375
	合計	400	4,101			6,954	3,042	2,590	2,653	2,816	22,556
17	居宅	541	3,805	228	165	4,511	1,825	1,349	834	515	13,773
	施設	15	172	4	7	653	689	1,011	1,195	1,233	4,979
	合計	556	3,977	232	172	5,164	2,514	2,360	2,029	1,748	18,752
18	居宅	402	108	3,350	3,364	2,924	2,389	1,447	948	725	15,657
	施設	26	10	207	271	506	726	1,005	1,205	1,563	5,519
	合計	428	118	3,557	3,635	3,430	3,115	2,452	2,153	2,288	21,176
19	居宅	333	0	3,515	2,896	3,005	1,982	1,340	847	547	14,465
	施設	20	0	190	285	497	696	1,047	1,235	1,410	5,380
	合計	353	0	3,705	3,181	3,502	2,678	2,387	2,082	1,957	19,845

「居宅」「施設」は、認定調査時において区分しています。

各年度、審査会での判定件数の合計です。

平成17年度の要支援1,2の判定は平成18年4月更新分を事前判定し、4月以降認定しています。

(3) 要介護認定調査従事者研修

区では、認定調査に従事する調査員が、公平・公正かつ適切な調査を実施するために、必要な知識・技能を修得することを目的として、新任研修及び現任研修を実施しています。

【平成19年度研修開催実績】

	回数	参加人数合計	備考
新任研修	7	47	随時開催
現任研修	1	35	9月開催

(4) 認定

要支援・要介護の認定は、介護認定審査会の判定に基づき行います。

平成18年4月更新分から要支援1・2、要介護1～5の7段階の認定を行っています。

平成17年度以前は、要支援、要介護1～5の6段階の認定を行っていました。

【平成19年度介護認定審査会委員数】

区分	医療	保健	福祉	合計
委員数	61	44	36	141

介護認定審査会委員数は杉並区介護保険条例第6条で150人以内と定められています。

【要介護(要支援)認定者数の状況】

区分	第1号被保険者		第2号被保険者		小計		合計
	要支援	要介護	要支援	要介護	要支援	要介護	
15年度	2,702	12,078	23	365	2,725	12,443	15,168
16年度	2,952	12,842	32	394	2,984	13,236	16,220
17年度	2,978	13,945	33	416	3,011	14,361	17,372
18年度	5,128	11,978	91	346	5,219	12,324	17,543
19年度	5,055	12,404	94	378	5,149	12,782	17,931

平成18・19年度の要支援認定者数は、要支援1・2の認定者数です。

【平成19年度第1号被保険者年齢別認定者数】

年齢	被保険者数	要支援			要介護						合計
		1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
65～69	26,384	82	84	166	77	126	81	75	72	431	597
70～74	24,097	246	236	482	178	281	187	184	150	980	1,462
75～79	20,881	603	457	1,060	390	470	374	311	266	1,811	2,871
80～84	15,414	836	670	1,506	603	753	556	485	381	2,778	4,284
85～89	8,642	673	532	1,205	651	780	656	531	473	3,091	4,296
90～94	3,901	241	268	509	347	536	502	398	402	2,185	2,694
95～99	1,283	53	68	121	75	198	215	260	198	946	1,067
100以上	211	2	4	6	6	21	40	53	62	182	188
合計	100,813	2,736	2,319	5,055	2,327	3,165	2,611	2,297	2,004	12,404	17,459
被保険者に対する比率		2.71%	2.30%	5.01%	2.31%	3.14%	2.59%	2.28%	1.99%	12.30%	17.32%

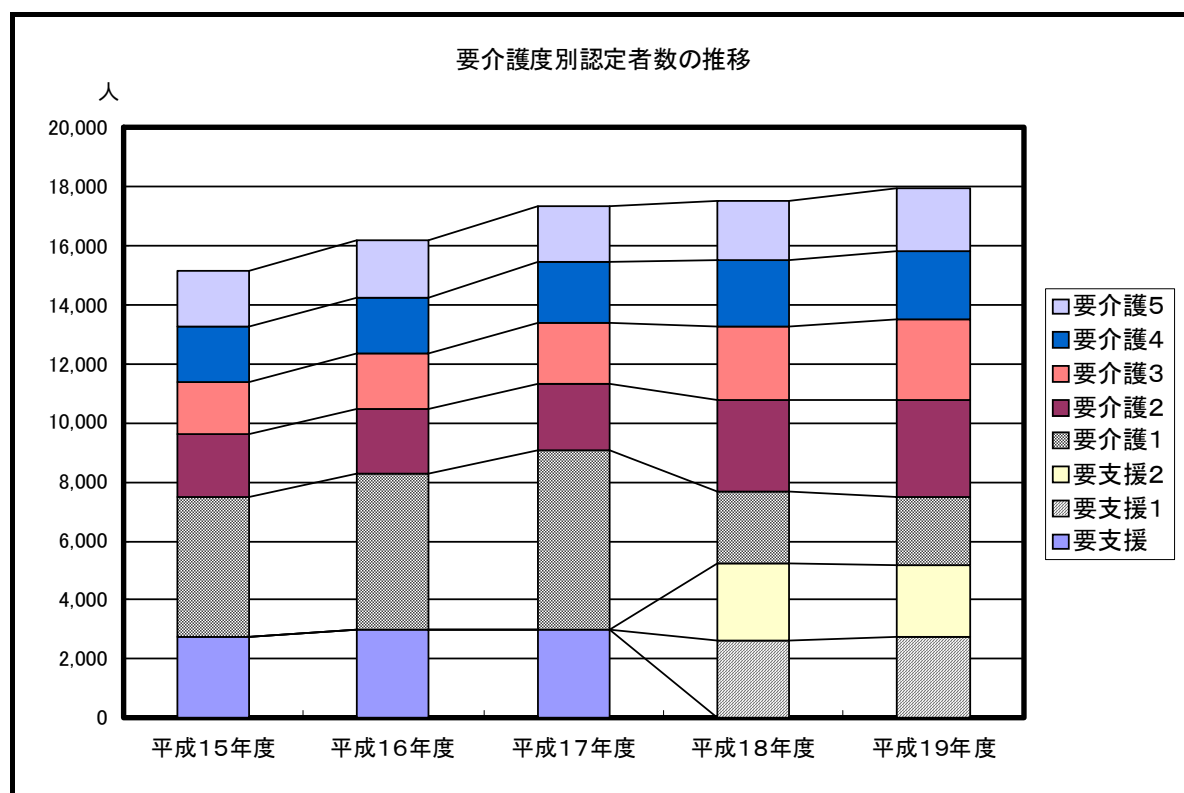
【平成19年度第2号被保険者年齢別認定者数】

年齢	要支援			要介護						合計
	1	2	小計	1	2	3	4	5	小計	
40～44	0	4	4	2	5	2	1	2	12	16
45～49	1	2	3	2	3	7	0	4	16	19
50～54	3	5	8	8	13	5	9	13	48	56
55～59	11	18	29	11	29	20	21	19	100	129
60～64	13	37	50	20	59	49	31	43	202	252
合計	28	66	94	43	109	83	62	81	378	472

【要介護度別認定者数の推移】

区分	要支援	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
15年度	2,725			4,762	2,140	1,754	1,916	1,871	15,168
16年度	2,984			5,284	2,177	1,882	1,942	1,951	16,220
17年度	3,011			6,044	2,278	2,085	2,066	1,888	17,372
18年度		2,640	2,579	2,480	3,080	2,521	2,236	2,007	17,543
19年度		2,764	2,385	2,370	3,274	2,694	2,359	2,085	17,931

各年度3月31日現在。



3 介護保険のサービス利用

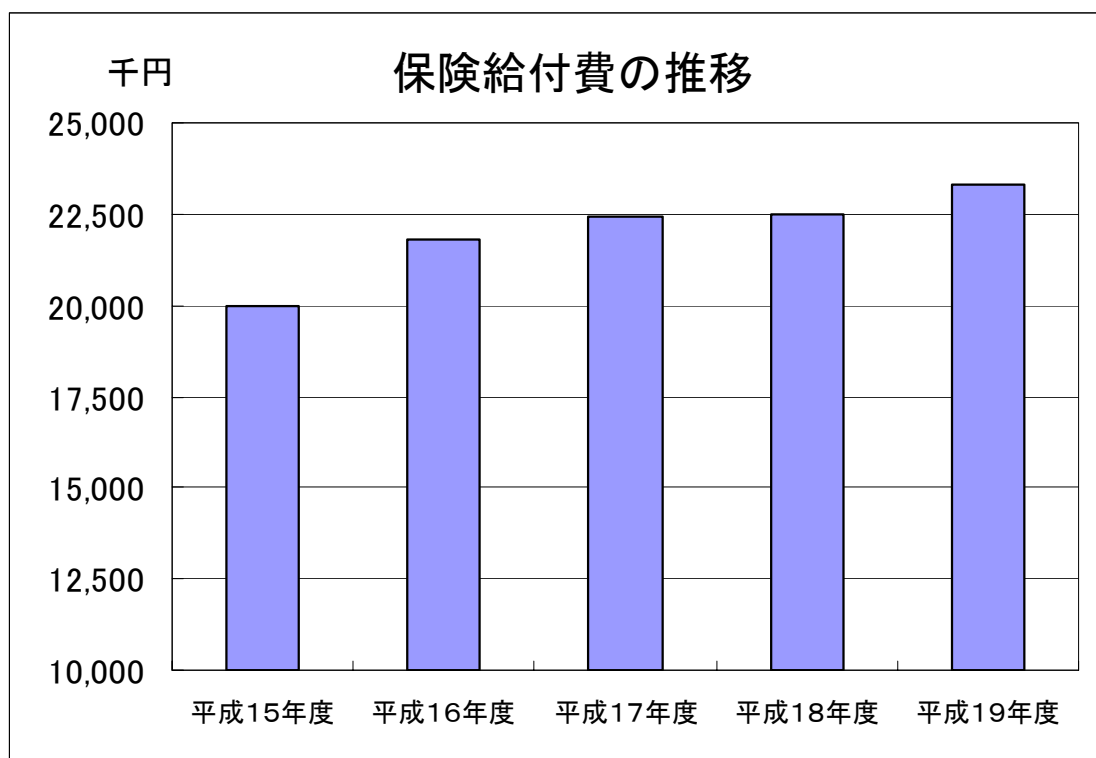
介護保険給付（サービス）は、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方が利用できます。

サービスには居宅サービスと、施設サービスの2種類があります。
利用者負担額はサービス費用の1割で、9割は保険給付されます。

(1) 保険給付費の推移

【保険給付費の推移】

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
200億円	218億円	224億円	225億円	233億円



(2) 居宅サービスの利用

居宅でサービスを利用する場合、ケアマネジャーにケアプラン作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用します。

【居宅介護(支援)サービス利用者数の状況】

区分	要支援・ 経過的要介護	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
15年度	1,785 (9)			3,622 (89)	1,560 (48)	1,078 (40)	898 (29)	723 (34)	9,666 (249)
16年度	1,929 (15)			3,997 (87)	1,563 (52)	1,196 (48)	942 (28)	761 (33)	10,388 (263)
17年度	1,915 (11)			4,498 (103)	1,660 (62)	1,297 (46)	1,014 (32)	732 (36)	11,116 (290)
18年度	112 (1)	1,207 (10)	1,349 (26)	2,037 (43)	2,194 (70)	1,602 (43)	1,153 (37)	808 (32)	10,462 (262)
19年度		1,505 (12)	1,504 (33)	1,697 (32)	2,442 (78)	1,774 (59)	1,207 (37)	839 (33)	10,968 (284)

各年度の3月分の利用者数を掲載しています。(年度末の集計ではありません)

()内は第2号被保険者再掲

福祉用具購入費・住宅改修費のみの利用者は含みません。

「要支援・経過的要介護」は、平成18年3月31日までに要支援認定がされた方です。

(3) 施設サービスの利用

施設サービスには、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があり、要介護1～5の人が利用できます。

【施設介護サービス利用者数の状況】

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	合計
15年度	1,431 (16)	453 (11)	446 (12)	2,330 (39)
16年度	1,456 (11)	515 (7)	426 (12)	2,397 (30)
17年度	1,501 (14)	609 (9)	377 (8)	2,487 (31)
18年度	1,476 (12)	564 (12)	382 (10)	2,422 (34)
19年度	1,545 (15)	585 (14)	421 (13)	2,551 (42)

各年度の3月分の利用者数を掲載しています。(年度末の集計ではありません)

()内は第2号被保険者再掲

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ⇨寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

介護老人保健施設 (老人保健施設) ⇨病状が安定している方に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリを行う施設です。医学上のケアやリハビリ、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

介護療養型医療施設 (療養病床等) ⇨急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期間療養が必要な方のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリなどが受けられます。

(4) 福祉用具購入費の支給

貸与に適さない入浴や排せつに使用する福祉用具などを購入した場合、年間10万円の範囲内で、保険対象となるものについて、購入費の9割を償還払いにより支給します。

【福祉用具購入費の支給状況】

区 分	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)
15年度	268	6,390,349	1,938	56,051,272	2,206	62,441,621
16年度	281	6,345,291	1,878	52,793,648	2,159	59,138,939
17年度	271	6,870,231	1,961	57,900,033	2,232	64,770,264
18年度	213	4,764,189	1,647	47,312,939	1,860	52,077,128
19年度	437	9,631,618	1,661	48,345,612	2,098	57,977,230

(5) 住宅改修費の支給

お風呂やトイレに手すりを取り付けるなど、小規模な住宅改修費を、一住居20万円の範囲内で、保険対象となるものについて、改修費用の9割を償還払いにより支給します。

【住宅改修費の支給状況】

区 分	要支援		要介護		合 計	
	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)	件 数	金 額(円)
15年度	360	42,856,759	1,667	182,762,128	2,027	225,618,887
16年度	392	45,421,769	1,526	161,465,530	1,918	206,887,299
17年度	363	37,182,503	1,466	149,686,559	1,829	186,869,062
18年度	292	32,731,869	1,347	133,971,334	1,639	166,703,203
19年度	510	54,535,153	1,108	108,886,284	1,618	163,421,437

(6) 高額介護サービス費

サービス利用時に支払う1割の利用者負担額には、区民税の課税状況等によって1ヵ月あたりの上限額があり、上限額を超えた分は申請により高額介護サービス費として支給します。

【高額介護サービス費の支給状況】

区 分	世帯全員の区民税が非課税かつ 高齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税等				一般世帯 (左記以外の世帯)		合 計	
			合計所得金額と課税年金 収入額の合計額が80万円以下の方							
	個人・世帯の負担 上限額15,000円/月	個人・世帯の負担 上限額15,000円/月	個人・世帯の負担 上限額24,600円/月	個人・世帯の負担 上限額24,600円/月	世帯の負担 上限額37,200円/月	世帯の負担 上限額37,200円/月	件数	金額	件数	金額
15年度	708	10,309,586	-	-	16,852	100,001,889	6,258	37,526,167	23,818	147,837,642
16年度	577	8,558,261	-	-	20,005	119,390,911	7,660	46,368,227	28,242	174,317,399
17年度	390	5,245,643	2,128	20,256,375	18,465	117,314,494	8,672	64,612,375	29,655	207,428,887
18年度	665	6,633,225	9,794	108,369,393	18,867	172,501,829	13,285	115,065,409	42,611	402,569,856
19年度	284	3,521,848	25,482	290,369,367	5,036	28,622,682	8,715	59,158,991	39,517	381,672,888

件数・金額とも第2号被保険者利用分を含みます。

平成17年10月から、世帯全員の区民税が非課税等の区分が分割されました。

(7) 利用者負担額の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、申請により一定期間利用者負担額が減免されます。

【利用者負担額の減免状況】

区 分	減額件数	免除件数	合 計
15年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)
16年度	0 (0)	1 (0)	1 (0)
17年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)
18年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)
19年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)

()内は第2号被保険者再掲

(8) 食費の自己負担額 (標準負担額) の減額 (平成 1 7 年 9 月まで)

介護保険施設 (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設) に入所・入院中の食費の自己負担額は、1 日あたり 7 8 0 円です。世帯全員の区民税が非課税等の場合に応じ 5 0 0 円または 3 0 0 円に減額されます。

【食費の自己負担額 (標準負担額) の減額件数の状況】

区 分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計
	300円 / 日額	500円 / 日額	
1 5 年度	158 (0)	1,211 (20)	1,369 (20)
1 6 年度	173 (0)	1,145 (20)	1,318 (20)
1 7 年度	166 (0)	1,231 (5)	1,397 (5)

() 内は第 2 号被保険者再掲
平成 1 7 年 1 0 月から施設給付について制度変更となりました。
平成 1 7 年度は 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの件数です。

(9) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費の自己負担額 (特定標準負担額) の減額 (平成 1 7 年 9 月まで)

介護保険法施行前から介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費の自己負担額 (特定標準負担額) が減額されます。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減免件数の状況】

区 分	利用者負担額の減免			食費の自己負担額 (特定標準負担額) の減額		
	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計	老齢福祉年金受給者等	世帯全員の区民税が非課税等	合 計
1 5 年度	78 (2)	177 (0)	255 (2)	146 (2)	342 (0)	488 (2)
1 6 年度	61 (1)	129 (0)	190 (1)	111 (1)	269 (0)	380 (1)
1 7 年度	52 (1)	119 (0)	171 (1)	95 (1)	256 (0)	351 (1)

() 内は第 2 号被保険者再掲
平成 1 7 年 1 0 月から施設給付について制度変更となりました。
平成 1 7 年度は 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までの件数です。

(10) 特定入所者介護サービス費（平成17年10月から）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所・入院中の食費・居住費について、世帯全員の区民税が非課税等の場合に所得に応じて負担限度額が設定されています。

【食費の自己負担額（負担限度額）の減額件数の状況】

区分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		合計	
17年度	299	0	1,554	(8)	567	(3)	2,420	(11)
18年度	200	(1)	1,573	(25)	433	(3)	2,206	(29)
19年度	220	(1)	1,700	(30)	505	(4)	2,425	(35)

()内は第2号被保険者再掲
平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(11) 旧措置入所者利用者負担額の減免・食費・居住費の自己負担額（特定負担限度額）の減額（平成17年10月から）

介護保険法施行前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している場合、区民税の課税状況等に応じて利用者負担額が減免、食費・居住費の負担限度額（特定負担限度額）が設定されています。

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る利用者負担額の減免件数の状況】

区分	減額件数	免除件数	合計件数
17年度	115	55	170
18年度	87	51	138
19年度	75	37	112

【介護老人福祉施設旧措置入所者に係る特定負担限度額認定件数の状況】

区分	世帯全員の区民税が非課税かつ老齢福祉年金受給者等		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		世帯全員の区民税が非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方		合計	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
17年度	16	150	268	136	66	64	350	350
18年度	34	114	198	119	37	36	269	269
19年度	57	97	135	95	33	33	225	225

平成17年10月から施設給付について制度変更となりました。

(12) 平成19年度サービス別保険給付費の状況

【平成19年度サービス別保険給付費の状況】

種 類	現物給付		償還払い		合 計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
居宅介護(介護予防)サービス給付費	273,001	11,943,802,389	19	348,975	273,020	11,944,151,364
訪問介護	81,845	3,858,457,569	0	0	81,845	3,858,457,569
訪問入浴介護	6,705	360,789,320	0	0	6,705	360,789,320
訪問看護	18,373	666,925,602	0	0	18,373	666,925,602
訪問リハビリテーション	1,496	32,282,555	0	0	1,496	32,282,555
通所介護	43,055	2,329,929,286	0	0	43,055	2,329,929,286
通所リハビリテーション	9,762	495,930,486	0	0	9,762	495,930,486
福祉用具貸与	53,191	726,928,388	19	348,975	53,210	727,277,363
短期入所	9,458	662,866,483	0	0	9,458	662,866,483
短期入所生活介護(特養)	7,781	531,610,505	0	0	7,781	531,610,505
短期入所療養介護(老健)	1,596	123,224,726	0	0	1,596	123,224,726
短期入所療養介護(療養型)	81	8,031,252	0	0	81	8,031,252
居宅療養管理指導	34,552	249,305,082	0	0	34,552	249,305,082
特定施設入所者生活介護	14,564	2,560,387,618	0	0	14,564	2,560,387,618
居宅介護(介護予防)サービス計画費	112,843	1,099,406,845	0	0	112,843	1,099,406,845
施設介護サービス給付費	30,250	7,886,328,145	0	0	30,250	7,886,328,145
介護老人福祉施設サービス	18,283	4,466,637,496	0	0	18,283	4,466,637,496
介護老人保健施設サービス	7,072	1,691,920,689	0	0	7,072	1,691,920,689
介護療養型医療施設サービス	4,895	1,727,769,960	0	0	4,895	1,727,769,960
地域密着型介護(介護予防)サービス費	7,076	1,017,706,972	0	0	7,076	1,017,706,972
夜間対応型訪問介護	188	3,675,128	0	0	188	3,675,128
認知症対応型通所介護	4,345	394,525,315	0	0	4,345	394,525,315
小規模多機能型居宅介護	281	56,290,566	0	0	281	56,290,566
認知症対応型共同生活介護	2,262	563,215,963	0	0	2,262	563,215,963
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
福祉用具購入費	0	0	2,098	57,977,230	2,098	57,977,230
住宅改修費	0	0	1,618	163,421,437	1,618	163,421,437
小 計	423,170	21,947,244,351	3,735	221,747,642	426,905	22,168,991,993
高額介護サービス費	3,238	32,969,239	36,279	348,703,649	39,517	381,672,888
特定入所者介護サービス費	23,882	694,938,691	11	252,390	23,893	695,191,081
合 計	450,290	22,675,152,281	40,025	570,703,681	490,315	23,245,855,962

4 介護保険関連給付

(1) 高額介護サービス費等資金貸付事業

高額介護サービス費の支給や住宅改修費・福祉用具購入費の支給などの償還払いによる給付は、支給されるまでに2～3ヵ月かかるため、その間必要な方に、保険給付見込額の範囲内で無利子で資金貸付を行います。

【高額介護サービス費等資金貸付の状況】

区 分	高額介護サービス費		福祉用具購入費		住宅改修費		その他		合 計	
	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)	件数	金 額 (円)
15年度	10	264,500	11	626,922	16	2,304,756	0	0	37	3,196,178
16年度	14	443,935	4	325,305	12	1,867,364	0	0	30	2,636,604
17年度	0	0	5	202,443	8	1,069,346	0	0	13	1,271,789
18年度	0	0	2	149,112	6	721,013	0	0	8	870,125
19年度	0	0	4	191,620	5	523,472	0	0	9	715,092

(2) 訪問介護利用者負担額助成事業

障害者施策等によるホームヘルプサービス利用者で、世帯の生計中心者が所得税非課税等の要件を満たす方は、訪問介護の利用者負担額が減額されます。

【訪問介護利用者負担額助成の状況】

区 分	高齢者経過措置			障害者支援措置			合 計		
	認定者数	件数	金 額(円)	認定者数	件数	金 額(円)	認定者数	件数	金 額(円)
15年度	663	6,920	27,126,369	135	1,691	10,737,684	798	8,611	37,864,053
16年度	569	5,534	16,901,425	131	1,535	10,017,320	700	7,069	26,918,745
17年度	0	423	1,232,655	112	1,410	8,727,582	112	1,833	9,960,237
18年度	0	3	10,600	95	1,256	8,304,984	95	1,259	8,315,584
19年度	0	0	0	94	1,078	4,986,052	94	1,078	4,986,052

認定者数は1年間の認定者数合計、件数・金額は1年間の助成件数・金額合計。

平成18年度から制度改正のため、対象の方の要件が変更となっています。

高齢者の経過措置制度は平成16年度で終了しました。

高齢者経過措置欄の平成17・18年度の助成件数・助成金額は、平成16年度中に認定を受けた方が、平成16年度中に利用したサービスに対する助成の実績です。

- (3) 住宅改修支援助成事業(ケアマネジャー等支援事業)(平成13年1月開始)
 ケアマネジャー等が住宅改修のため理由書を作成した場合、その所属する居宅介護支援事業者等に1件2,000円を支給します。

【住宅改修支援助成(ケアマネジャー等支援)の状況】

区分	住宅改修支援 (理由書作成助成)	
	件数	金額(円)
15年度	483	966,000
16年度	75	150,000
17年度	98	196,000
18年度	71	142,000
19年度	84	168,000

住宅改修支援は、平成15年4月から居宅介護支援の提供を受けていない要介護者等に対する作成のみが対象です。

- (4) 生計困難者に対する利用者負担額軽減に係る助成(平成14年1月開始)
 事業者が介護保険サービスの提供を行うにあたり、低所得者のうち特に生計が困難である利用者に対し、利用者負担額(介護費負担)の軽減を行った場合、その費用の一部を助成します。対象となる利用者には、区が「確認証」を交付します。

【確認証発行及び事業者助成の状況】

区分	確認証発行件数	助成事業者数	助成金額(円)
15年度	79	57	1,411,290
16年度	77	62	1,829,327
17年度	113	77	1,785,124
18年度	100	63	2,108,148
19年度	87	57	2,218,247

(5) 家族介護慰労金事業(平成13年度開始)

要介護4または要介護5の認定を受けた方を、次の支給要件に該当し、在宅で1年間介護している同居家族の方に、10万円の慰労金を支給します。

<支給要件>

介護保険サービスを1年間利用していない場合(7日以内のショートステイ利用を除く。)
世帯全員の区民税が非課税

【家族介護慰労金支給の状況】

区分	年度	件数	金額(円)
15年度	15	4	400,000
16年度	16	4	400,000
17年度	17	2	200,000
18年度	18	2	200,000
19年度	19	2	200,000

(6) 介護保険サービス利用者負担額助成事業(区制度・平成13年度開始)

老齢福祉年金受給者等で世帯全員の区民税が非課税の方の利用者負担上限額を月額3,000円とし、それを超えた分について区が助成します。

【介護保険サービス利用者負担額助成の状況】

区分	年度	件数	金額(円)
15年度	15	1,291	11,128,101
16年度	16	1,057	9,163,130
17年度	17	762	6,779,244
18年度	18	738	7,094,977
19年度	19	444	4,459,958

(7) 給付の適正化

介護保険の給付の適正化を図るため、利用者へ介護給付費通知を発送するとともに、事業所に対して実地調査を実施します。

【平成19年度取組状況】

介護給付費通知の発送	年4回	1回あたり 約12,500件
実地調査事業所	居宅介護支援事業所	9箇所
	訪問介護事業所	8箇所
一斉自己点検調査	居宅介護支援事業所	180箇所

5 介護保険料

(1) 第1号被保険者

保険料額

第1号被保険者の保険料は、保険給付費の見込み額や高齢者人口などを基に算定し、杉並区介護保険条例で定めています。平成20年度までの保険料額は、基準年額を50,400円（第4段階）とし、区民税の課税状況等により下表のとおり7段階の保険料を設定しています。

【保険料額(平成18年度～平成20年度)】

段階	対象者	保険料年額(月額)
第1段階 基準年額×0.4	生活保護受給の方または世帯全員が区民税非課税で 本人が老齢福祉年金受給の方	年20,160円 (月1,680円)
第2段階 基準年額×0.5	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年25,200円 (月2,100円)
第3段階 基準年額×0.75	世帯全員(一人世帯を含む)が区民税非課税で本人の 合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年37,800円 (月3,150円)
第4段階 基準年額	本人が区民税非課税で他の世帯員が区民税課税の方	年50,400円 (月4,200円)
第5段階 基準年額×1.25	本人が区民税課税の方(合計所得金額200万円未満)	年63,000円 (月5,250円)
第6段階 基準年額×1.5	本人が区民税課税の方 (合計所得金額200万円以上500万円未満)	年75,600円 (月6,300円)
第7段階 基準年額×1.75	本人が区民税課税の方(合計所得金額500万円以上)	年88,200円 (月7,350円)

保険料の納付方法

受給している年金(老齢福祉年金を除く。)が年額18万円以上の方は、年金から天引きされる特別徴収となり、それ以外の方は、納付書または口座振替で納付する普通徴収になります。

平成18年10月から遺族年金・障害年金からの特別徴収が開始されました。

【保険料特別徴収・普通徴収納付状況の推移】

区分	被保険者数 A	特徴結果数 B	代理納付数 C	普徴者数 A-B-C=D	普徴口座振替数 E	普徴納付書納付者数 D-E=F	Fの占める割合 F/A	特徴・代理納付・口座振替数 B+C+E=G	Gの占める割合 G/A
15年度	92,213	73,057	1,008	18,148	7,732	10,416	11.30%	81,797	88.70%
16年度	93,469	73,721	1,108	18,640	7,686	10,954	11.72%	82,515	88.28%
17年度	95,773	75,113	1,243	19,417	7,803	11,614	12.13%	84,159	87.87%
18年度	98,361	81,594	1,329	15,438	5,118	10,320	10.49%	88,041	89.51%
19年度	100,543	83,043	1,461	16,039	4,568	11,471	11.41%	89,072	88.59%

A・B・Cは当該年度3月1日付の件数(3月1日付けの件数をもとに、3月末日を納期限とする介護保険料額の調定を行うため)。

Eは当該年度3月振替分の件数。

平成18年10月からの遺族年金・障害年金からの特別徴収開始に伴い、特別徴収対象者が増加し、その影響を受けて普通徴収口座振替数が減少しました。

【保険料収納状況】

(単位:円)

年度	区分	調定額 A	収入額 B	還付未済額 C	収納率 D (B-C) ÷ A	未納額 E A - (B-C)	不納欠損額
15	特別徴収	2,865,215,130	2,871,751,025	6,535,895	100.00%	0	0
	普通徴収	705,242,128	636,254,202	1,897,569	89.95%	70,885,495	0
	合計	3,570,457,258	3,508,005,227	8,433,464	98.01%	70,885,495	0
	滞納繰越分	94,630,956	21,315,954	105,251	22.41%	73,420,253	24,763,016
16	特別徴収	2,872,564,090	2,878,715,302	6,151,212	100.00%	0	0
	普通徴収	729,575,378	657,912,080	1,940,872	89.91%	73,604,170	0
	合計	3,602,139,468	3,536,627,382	8,092,084	97.96%	73,604,170	0
	滞納繰越分	119,165,207	23,701,895	46,877	19.85%	95,510,189	41,402,581
17	特別徴収	2,898,759,280	2,903,719,070	4,959,790	100.00%	0	0
	普通徴収	763,318,570	684,269,413	1,992,383	89.38%	81,041,540	0
	合計	3,662,077,850	3,587,988,483	6,952,173	97.79%	81,041,540	0
	滞納繰越分	126,555,199	26,310,234	86,600	20.72%	100,331,565	45,256,852
18	特別徴収	4,300,026,600	4,306,808,891	6,782,291	100.00%	0	0
	普通徴収	1,001,467,470	885,353,833	1,682,573	88.24%	117,796,210	0
	合計	5,301,494,070	5,192,162,724	8,464,864	97.78%	117,796,210	0
	滞納繰越分	135,430,793	30,549,647	103,220	22.48%	104,984,366	47,054,851
19	特別徴収	4,687,424,880	4,693,874,190	6,449,310	100.00%	0	0
	普通徴収	794,020,860	674,903,800	1,011,790	84.87%	120,128,850	0
	合計	5,481,445,740	5,368,777,990	7,461,100	97.81%	120,128,850	0
	滞納繰越分	175,501,655	42,111,705	128,650	23.92%	133,518,600	45,842,500

保険料の減免

病気や災害等で一時的に収入が著しく減少したり、財産に著しい損害を受けた場合、保険料減免の申請ができます。審査の結果により認められた場合、一定期間保険料が減免されます。

平成 17 年度は、9 月 4 日の集中豪雨の被災者の方に対し、水害減免を行いました。

【保険料減免の状況】

区分	減免件数及び減免額		主な減免事由
	件数	減免額(円)	
15年度	2	20,250	収入の著しい減少
16年度	2	22,500	収入の著しい減少
17年度	570	5,689,500	災害等
18年度	0	0	
19年度	2	18,900	災害等

(2) 第2号被保険者

加入している医療保険で保険料を算出・徴収します。徴収した保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められ、区市町村に交付されます。

6 保険財政

保険給付に必要な費用は保険料と国・都・区の公費を財源としています。
平成18年度から平成20年度までの財源の負担割合は次のとおりです。

【保険給付費の負担割合】

費用区分		保険料		公費		
負担区分		第1号被 保険者	第2号被 保険者	国	都	区
負担割合	(居宅給付)	19%	31%	25%	12.5%	12.5%
	(施設等給付)			20%	17.5%	

【平成19年度決算額内訳(歳入)】

(単位:円)

科目		予算現額	決算額	
歳入	保険料	5,313,795,000	5,410,889,695	
	使用料及び手数料	1,000	0	
	国庫支出金	5,536,644,000	5,705,086,090	
		介護給付費負担金	4,229,749,000	4,454,160,000
		調整交付金	1,094,228,000	1,037,541,000
		地域支援事業(介護予防事業)	51,852,000	52,568,500
		地域支援事業(包括的支援事業)	160,815,000	160,816,590
		支払基金交付金	7,438,449,000	7,228,368,686
		介護給付費交付金	7,374,153,000	7,163,184,686
		地域支援事業支援交付金	64,296,000	65,184,000
		都支出金	3,607,545,000	3,551,048,545
		介護給付費負担金	3,501,213,000	3,444,356,000
		地域支援事業(介護予防事業)	26,925,000	26,284,250
		地域支援事業(包括的支援事業)	80,406,000	80,408,295
		財政安定化基金支出金	1,000	0
		財産収入	1,721,000	6,680,179
		繰入金	3,910,040,000	3,910,035,000
		介護給付費繰入金	2,973,448,000	2,973,447,000
		地域支援事業(介護予防事業)	25,925,000	25,924,000
		地域支援事業(包括的支援事業)	80,406,000	80,405,000
		地域支援事業(その他地域支援事業)	332,365,000	332,364,000
		事務費等繰入金	497,895,000	497,895,000
		準備基金繰入金	1,000	0
	繰越金	894,786,000	894,786,107	
	寄付金	1,000	0	
	諸収入	79,765,000	98,091,538	
	合計	26,782,747,000	26,804,985,840	

【平成19年度決算額内訳(歳出)】

(単位:円)

歳 出	総務費	346,265,000	302,553,578
	保険給付費	23,787,587,000	23,285,778,762
	介護サービス等諸費	21,104,661,000	20,863,577,451
	介護予防サービス等諸費	1,308,980,000	1,305,414,542
	高額介護サービス費	448,857,000	381,672,888
	特定入所者介護サービス等費	879,072,000	695,191,081
	審査支払手数料	46,017,000	39,922,800
	財政安定化基金拠出金	7,674,000	7,673,415
	基金積立金	868,095,000	868,095,000
	地域支援事業	956,362,000	876,508,247
	介護予防事業	210,274,000	170,236,402
	包括的支援事業	397,078,000	388,539,500
	その他地域支援事業	349,010,000	317,732,345
	諸支出金	665,143,928	665,108,336
	予備費	151,620,072	0
	合計	26,782,747,000	26,005,717,338

【平成19年度決算額内訳(歳入・歳出科目別割合)】

歳 入	
科 目	割 合
保険料	20.2%
国庫支出金	21.3%
支払基金交付金	27.0%
都支出金	13.2%
財産収入	0.0%
繰入金	14.6%
繰越金	3.3%
諸収入	0.4%
合 計	100.0%

歳 出	
科 目	割 合
総務費	1.2%
保険給付費	89.5%
財政安定化基金拠出金	0.0%
基金積立金	3.3%
地域支援事業	3.4%
諸支出金	2.6%
合 計	100.0%

7 介護保険運営協議会

介護保険事業に関して次の事項を調査審議し、区に必要な提言を行います。

- (ア) 杉並区介護保険事業計画に関すること。
- (イ) 介護保険事業に係る相談苦情事例の対応及び改善策に関すること。
- (ウ) 区の地域包括支援センターの適正な運営の確保に関すること。
- (エ) 区の介護施設等の整備に関すること。
- (オ) 区の地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに関すること。
- (カ) その他介護保険事業に関連する区の保健福祉事業に関すること。

【委員数】

区 民	区議会議員	学識経験者	保健医療関係者	福祉関係者	合 計
6	2	2	3	8	21

介護保健運営協議会委員数は杉並区介護保険条例第8条で22人以内と定められています。

【平成19年度介護保険運営協議会開催実績】

	開 催 日	主 な 内 容
第1回	平成19年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度改正後の状況について ・ 杉並区市町村整備計画について ・ 地域密着型サービス事業所の指定等について ・ 特定高齢者把握事業の現況について、 ・ 地域包括支援センターの年間事業計画について ・ その他
第2回	平成19年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケア24方南の事務所移転について ・ 地域包括支援センターの事業報告について ・ 地域密着型サービス事業所の指定について ・ 要介護認定状況について ・ 介護老人保健施設の業務停止命令に伴う対応策について ・ その他
第3回	平成20年1月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護・福祉空間整備等交付金面的整備計画について ・ 地域包括支援センターの事業評価について ・ 地域密着型サービス事業所等の指定等について ・ 指定市町村事務受託法人への介護認定調査の委託について ・ 介護予防事例・モデルプラン集の刊行について ・ 「荻窪ふれあいの家」運営法人の選定結果について ・ その他
第4回	平成20年3月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成19年度地域介護・福祉空間整備等交付金面的整備の実施結果について ・ 平成19年度地域包括支援センターの事業評価について ・ 地域包括支援センターの統集計(相談項目)の見直しについて ・ 地域密着型サービス事業所等の指定について ・ その他

8 介護保険相談

被保険者やその家族から介護保険制度に係る苦情・意見・要望を受け、関係事業者や関係機関と問題解決に向けた調整を行います。また、介護保険サービスについて、事業者の改善が必要な場合は、助言や指導を行います。

【介護保険制度等に関する苦情・意見要望件数】

区分 年度	要介護認定	介護保険料	介護保険サービス供給量	介護事業者及び保険給付	その他	合計
15	17	7	0	106	74	204
16	9	2	3	87	46	147
17	9	3	1	87	80	180
18	9	16	8	86	87	206
19	6	8	3	89	65	171

【相談対応件数】

区分 年度	相談者への説明・助言	当事者間を調整	他機関を紹介	その他	合計
15	127	73	2	2	204
16	82	55	8	2	147
17	96	75	2	7	180
18	128	67	5	6	206
19	83	87	1	0	171

【東京都国民健康保険団体連合会との調整及び東京都介護保険審査会への審査請求件数】

区分 年度	東京都国民健康保険団体連合会との調整	東京都介護保険審査会への審査請求	合計
15	4	31	35
16	5	0	5
17	2	0	2
18	1	1	2
19	2	2	4

9 事業者への支援

(1) 事業者連絡会

区と介護サービス事業者との情報交換及び事業者間の交流を図り、サービスの質の向上を図ることを目的として実施します。

【開催実績】

名 称	実施回数
介護サービス事業者連絡会（全体会）	2
グループホーム事業者連絡会	1
通所介護・通所り八事業者連絡会	2
居宅介護支援事業者連絡会	1
訪問介護事業者連絡会	1
認知症通所介護事業者連絡会	1

(2) 介護従事者研修

質の高い介護サービスを確保するため、サービス事業者の協議会等と共同し、専門的・実践的な研修を行います。

【研修実績】

名 称	実施回数
訪問介護事業者研修会	2
すぎなみ介護保険サービス事業者の会研修会	1
居宅介護支援事業者研修会	1
地域密着型サービス事業者研修会	1

(3) ケアマネジャー支援事業

杉並区居宅介護支援事業者協議会等と共同し、研修や会議などを実施します。

【ケアマネジメント研修】

	内 容
ケアマネジメント研修	「認知症という病気を理解しよう！」 「相談援助職としてこれだけ知っておこう！」 「認知症の人を理解しよう！」（2回シリーズ） 「認知症研修を実践に役立てよう！」
高齢者住宅改修研修	「高齢者住環境整備の視点」 「事例検討から学ぶ施行事業者とケアマネジャーの協働」
訪問指導研修	「高齢者のアルコール依存症の理解」
高齢者虐待研修	「高齢者虐待とは何か」 「高齢者虐待の発見と予防」 「援助の展開1・2」

【地域ケア会議の開催支援】

主 催	内 容	支 援 課	回 数
地域包括支援センター (ケア24)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアマネジャー間の情報交換 ・ レベルの向上と連携への支援 	介護予防課	162

【援助困難ケース・ケアマネジメント支援】

主 催	内 容
介護予防課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症、精神障害、虐待、成年後見人等ケアマネジャーのみでは、対応困難なケースの助言 ・ ケースの見方、援助の方向性の総合的な助言

(4) 地域密着型サービスの指定及び指導

平成18年度より地域密着型サービスが創設され、指定及び指導を区が行うこととなりました。区が基本方針を定め、積極的に事業所の指導を行います。

【地域密着型サービス事業所の指定実績】

サービスの種類	事業所数
認知症対応型共同生活介護事業所	3
認知症対応型通所介護事業所	2
夜間対応型訪問介護事業所	1

【地域密着型サービス事業所の指導実績】

サービスの種類	事業所数
認知症対応型共同生活介護事業所	7
認知症対応型通所介護事業所	15
小規模多機能型居宅介護支援事業所	1
夜間対応型訪問介護	1

(5) その他事業所の指導

介護保険サービスの質の確保に向けて、事業所の運営指導を行います。

サービスの種類	事業所数
基準該当事業所	2
老人保健施設	3

10 広報普及活動

区民の皆様に、介護保険の趣旨や利用方法について、理解を深めるための広報活動を行っています。

【ちらし・パンフレット・冊子】

タイトル等	配布方法・配布場所
65歳到達者用パンフレット	65歳到達者へ郵送
介護保険 利用者ガイドブック	区窓口及びケア24で配布
介護給付適正化パンフレット	区窓口及びケア24で配布
住宅改修の手引き	区窓口及びケア24で配布
訪問介護サービスパンフレット	区窓口及びケア24で配布
介護保険だより	保険料通知書に同封
介護保険だよりテープ版・点字版	保険料通知書に同封
介護サービス事業者ガイドブック	区窓口及びケア24で配布
介護保険事業者マップ	区窓口及びケア24で配布

【広報すぎなみ(主な掲載記事)】

記事名	配布方法・配布場所
介護保険料納入通知書発送	新聞折込、公共施設等で配布
介護保険料特別徴収額の平準化について	
軽度者福祉用具貸与の例外給付について	
介護サービスご相談窓口ご案内	
介護保険と税金	
介護保険料の特別徴収	

【ホームページ】

タイトル	掲載内容
区内介護サービス	事業所の空き情報

1 1 介護保険のあゆみ

国・都・杉並区のあゆみ		
平成 8年	1 1月	第 1 3 9 回臨時国会に介護保険関連 3 法案(介護保険法、介護保険法施行法、医療法の一部を改正する法律)の提出(国)
平成 9年	1 2月	介護保険関連 3 法の公布(1 2月 1 7日)(国)
平成 1 0年	2 月	介護保険制度推進会議を設置(区)
	4 月	介護支援専門員に関する省令の公布(国)
	5 月	杉並区介護保険事業懇談会を設置(区)
	7 月	介護保険制度のための高齢者実態調査を実施(区)
	1 2月	介護保険法施行令、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布(国)
平成 1 1年	2 月	「介護保険事業計画のあり方」を報告(区)
	3 月	介護保険法施行規則、指定居宅サービスの事業等の人員・設備及び運営に関する基準、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の公布(国)
	6 月	介護保険課を設置(区) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の公布(国)
	9 月	第 1 号被保険者該当のお知らせを送付(区)
	1 0月	要介護認定の申請受付を開始(区)(1 0月 1 日) 「介護保険事業計画素案」の住民説明会を開催(区)
	1 1月	介護保険法の円滑な実施のための特別対策の発表(国)
平成 1 2年	2 月	介護報酬単価の決定(国)
		「介護保険事業計画」を策定(区)
	3 月	第 1 号被保険者に介護保険被保険者証を一斉交付(区) 介護保険制度の住民説明会を開催(区)
	4 月	介護保険法の施行(国)(4 月 1 日) 杉並区介護保険条例を施行(区)(4 月 1 日) 介護保険運営協議会を設置(区)
	8 月	第 1 号被保険者に保険料賦課決定通知書を郵送(区)
	1 1月	杉並区介護保険サービス利用状況調査を実施(区)
平成 1 3年	4 月	家族介護慰労金事業を開始(区) 介護保険サービス利用者負担額助成事業を開始(区)
	1 0月	保険料本来額徴収を開始(区)(保険料基準月額 2,940 円) 杉並区介護保険に関する調査を実施(区)
平成 1 4年	1 月	生計困難者に対する利用者負担額軽減制度を実施(区)
	1 0月	「第 2 期介護保険事業計画素案」を公開(区)
平成 1 5年	3 月	介護報酬の改定(国)
		「第 2 期介護保険事業計画」を策定(区)
	4 月	第 1 号被保険者の介護保険料基準月額を 3,000 円に改定(区)
	1 2月	介護給付費通知書を郵送(介護費用適正化特別対策事業)(区)
平成 1 6年	1 0月	杉並区介護保険に関する調査を実施(区)
平成 1 7年	3 月	介護保険法等の一部を改正する法律の公布(3月 31日)(国)
	1 0月	介護保険法等の一部を改正する法律の一部施行(10月 1日)(国) 「第 3 期介護保険事業計画素案」を公開し住民説明会を開催(区)

平成18年	3月	介護報酬の改定(国)
		「第3期介護保険事業計画」を策定し住民説明会を開催(区)
	4月	介護保険法等の一部を改正する法律の施行(4月1日)(国)
		第1号被保険者の介護保険料基準月額を4,200円に改定(区)
		地域支援事業の開始(国)
		住所地特例対象施設の範囲拡大(国)
	10月	障害年金・遺族年金からの特別徴収開始(国)
平成19年	4月	介護保険料(特別徴収分)の補足回数を変更(年1回 4回)(区)
	5月	介護保険料(特別徴収分)について平準化を開始(区)

平成20年度版 すぎなみの介護保険 (平成19年度実績)
平成20年9月発行
編集・発行 杉並区保健福祉部介護保険課
〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
TEL (03)3312 - 2111(代)

登録印刷物番号

20 - 0042

区のホームページでご覧になれます。 <http://www2.city.suginami.tokyo.jp/>

R100

古紙配合率 100%再生紙を使用しています。

